

近世後期肥前小川島捕鯨業の一断面：草場佩川の見たる

秀村，選三

<https://doi.org/10.15017/4475237>

出版情報：経済學研究. 46 (1/2), pp. 41-52, 1981-02-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

近世後期肥前小川島捕鯨業の一断面

——草場佩川の見たる——

秀 村 選 三

I は し が き

近世において捕鯨業は各地において行われ、当時の産業としては大規模な経営形態をなしていた。鯨加工マニュファクチュアは西欧の「マニュファクチュア時代」の相当の作業場にも比すべきもの¹⁾と云われるほどである。ことに紀州捕鯨、土佐捕鯨と並んで西海捕鯨——東中国海北部から玄海に及ぶ海域の五島・平戸島・生月島・壱岐・対馬・小川島・筑前大島等における——は当時最も盛んな地域の一つであった。しかも西海捕鯨業の中で最も大規模な鯨組は、五島有川浦の江口甚五左衛門組、平戸生月島の益富又左衛門組、小川島の中尾甚六組といわれていた。このうち江口組と益富組についてはそれぞれ古文書も残存しており、その他多くの鯨組についても文書は屢々残存している。しかし近世小川島の中尾組については、ほとんど見るべき文書史料がないように思われる²⁾。『肥前国産物図考³⁾』や『小川島捕鯨絵巻⁴⁾』等によって或程度大要を知り得ても、絵画なり、記述なりに編書としての限界があり、年月日を確定し得る文書群が織りなす事実への接近は望むべくもない。今後は各地の鯨組史料や地方史料に僅かに散見する小川組関係の史料を丹念に集め

てゆくほかないであろう。たとえば生月島益富家文書⁵⁾、或は肥前名護屋組大庄屋文書⁶⁾など、その良い事例であり、文書のほかにも、たとえば肥前多久の梶峯神社拜殿に掲げられた絵馬は⁷⁾明示はないが、おそらく小川島捕鯨との関係が考えられねばなるまい。

ところで肥前敵木の太庄屋にして、文人学者であった秀島鼓溪が文政10年(1827)小川島に渡り捕鯨の状況を見聞した時の記述「北溟観漁行」(『鼓溪割記』中に所収)についてはすでに紹介されているが⁸⁾、筆者は数年前より肥前多久郷の著名な儒学者であり、漢詩人であった草場佩川(珮川、諱は鞞、通称礎助⁹⁾)の後裔草場典夫家に所蔵される文書を調査し、整理採録するうちに、草場佩川が当時の小川島捕鯨業を見学した記録を見出した。史料が殆んどないと云ってよい小川島捕鯨業にとって貴重な記録と思われる。小稿では此の記録を通して一時点での小川島捕鯨の一断面を考察してみたい。

「漁業及水産」114頁に若干ふれられている。但し、何の史料に基づいたか明らかでない。

- 3) 佐賀県立博物館所蔵。
- 4) 文部省国文学研究資料館史料館所蔵。
- 5) 長崎県生月町益富芳子氏所蔵。
- 6) 九州大学九州文化史研究施設所蔵(旧名護屋村松尾悠氏旧蔵)。
- 7) 「文久三癸亥十月吉辰、石工中、鍛冶中、金具工中、杣中、大工中」とあり。小川島又は名護屋の鯨組(規模は小川島が断然大きい)にかかわる職人たちから奉納されたと思われる。
- 8) 佐賀県立博物館編『玄界のくじら捕り—西海捕鯨の歴史と民俗』7, 8頁参照。
- 9) 旧多久邑史談会編『旧多久邑人物小志』47~51頁、三好嘉子校註『草場珮川日記』上・下巻の解説および「珮川日記年表」(下巻所収)参照。

1) 土屋喬雄編著『日本資本主義史論集』184頁。
なお秀村「徳川期九州における捕鯨業の労働関係」(『経済学研究』第18巻3, 4号)、秀村・藤本隆士「西海捕鯨業」(『江戸時代図誌』西海道1所収)、三好嘉子「鯨今昔」(『西日本文化』142号)を参照。
2) 龍本誠一他編『日本産業資料大系』第4巻所収

II. 肥前呼子・嵯岐勝本での見聞

草場佩川は文化6年(1809)藩主鍋島齊直の参勤交替に扈從した邑主多久茂鄰に從って江戸に登り、古賀精里の門に入った。ついで昌平校に入学したが、翌7年対馬において幕吏が朝鮮通信使と会見するに際して古賀精里が一行に加えられるや、願って精里に隨從することとなり¹⁰⁾、文化8年閏2月28日江戸を發ち、唐津・呼子を経て対馬に渡った¹¹⁾。時に佩川年25才。このとき呼子において風待の間に唐津藩主より羽差に捕鯨の技をなさしめたのを見学する機会があった。この日のことは『附驥日記 西』に左の如く録している。

(四月) 十九日……^{船報}候人^{輕納}曰、風未便、島吏使舟人為捕鯨之狀。船六隻、各載廿余人、操競進如箭。折旋自在、擲矛及縛魚等氣勢、足以悦人目。衆皆因忘阻滯之間懷……¹²⁾

(~~~~~はその上の文字の抹消を示す)

このことは後年(文政3年、小川島捕鯨を見学した際)當時を回想して

余ハ嘗テ対馬ニ赴ク日、呼子浦ニテソノ業ノミヲ觀タリ。コレハ林祭酒・遠山監ナド滯泊ノ間ニ平戸^{唐津}侯ヨリノ奔走ナリ。銃ヲイレテ後、大劍ヲ把テ海ニ没シ、鯨ノ領下ヲ穿テ繩ヲカクルノ仕形マテ、コヽヲハレトテ勇マシク働キタリ。恰モ十年前ノヲナリ¹³⁾

と述べ、また同様に

○前年対馬渡船ノ時、呼子浦ニテ唐津侯ヨリ諸官吏ノ旅呪ヲ慰メラルヽトテ捕鯨ノ業ヲナサシメラル。ソノ牟利ヲ擲ツツ見ルニ七、八

間ホド斜ニ上リテ倒サマニ下ル。ソノ勢甚尖シ。柄ノ端ニ長キ索アリ。タクリテ幾度モ擲チヌ。又モロハ劍ヲモチ、繩ヲ^引兩ニ持テ魚ノ領下、腹底ナトヨクグルノハタラキヲナセリ¹⁴⁾…

と録しているのである。

その後数日経って4月23日順風を得て一行は嵯岐に渡り勝本浦に入った。勝本浦については「人家五百、見二三富豪、東湾有屠鯨場……宿土肥某家^{別亭某}捕鯨之長也」¹⁵⁾とある。ここでは島の者から捕鯨について聞取り、これを左の如く記録している。

(四月) 廿六日 聞島人捕鯨之説、信漁人之壯凶也。雖百聞不如一見。姑録其名数、以為他日之地捕鯨如左

生月・松島・小河諸島皆在島中組頭為士捕鯨総長日組頭、平戸・唐津諸島肥氏、管別当七人 与之 对立、檢校其事日向役十五人、沖番八人、兼勾当屠解事。釜後八人、在煎鯨膏処掌防火。魚棚四人、髭掛十二人、鯨口中有称髭者、根基如木板。巾長尋丈、質如牛角。末端分為毛。一口数十百枚、分局収之、掛言管其事也。尾形如刷毛、日尾刷毛、尾刷毛手伝四人、手伝非本職之名也。炙肉取膏其不消融者日粕、々掛八人。屠手日庖丁、十二人。棒掛三十人以防姦也。盜肉者名姦陀羅。勘定者五人、掌錢糧出納及売買會計也。収蔵器械日道具納屋五人。籬工日樽屋、一樽儲鯨油五斗、一魚之膏油九八十樽。鍛工四人、絢工四人、魚坊六人、忘門其所掌。炊飯四人、使令日小取、八人、筋納屋八人。賃傭四十人、鯨筋甚韌、可以為棉弓之弦。捕魚壯丁日羽指、九百人、就裡十二人称役者、宿老八人、乘責子船者十二人、乗物双船者三十

10) 「附驥日録」東(三好嘉子校註『草場佩川日記』上巻)33頁。

11) 「附驥日記」西(西尾市立図書館岩瀬文庫)。

12) 三好校註本は脱落があるので原本によった。

13)、14) 「松浦古跡付捕鯨記事」、註17)参照。

15) 「附驥日記」西、文政3年4月23日条。

人、乗網船者三十人、水手一千三百人。^{双海}船四十四隻、船大可容米百石、双海網名也。一隻載網十八張、一張縦横十八尋。責子船四十一隻、責子言毆魚者、一隻十三人、物双船十六隻、物双浮桴楂也、日挽鯨達岸之用也。蓋鯨已蒙網受矛而死則沈没、故有此備云。鯨者四種。一曰勢美、肉味最美。二曰座頭、背有鬣。三曰長須、尤長者至三十三尋。四曰小鯨、形以勢美而鱗異、其目可瞑、無鱗甲、肉如獸。一魚之価率至一萬兩云^{兩以四}称之魚王亦宜矣^{勿三分言}¹⁶⁾

壱岐勝本浦の土肥組の組織、人数をよく窺えると思う。ただ責子船四十一隻に対して双海船四十四隻、物双船十六隻は勢子船と双海船との均衡がとれないように思われる。聞取の誤りではないであろうか。船や鯨の種類各人の役目人数、用具の説明、鯨の部分とその用途等については、よく記録しており、姦陀羅(かんだら)＝魚盗みまで書き留めている。これを見ると佩川が後年捕鯨を見学するに際して、すでに相当の予備知識はもっていたわけである。

III 小川島の捕鯨

(1) 呼子より小川島へ

文政3年(1820)正月、佩川は小川島に渡り捕鯨を見学した。その時の事情は、彼の著作『松浦古跡付捕鯨記事』¹⁷⁾に詳しく録されている。1月16日より22日に至るもので、文雅の士とともに松浦地方の古跡を廻り、知友に会い書画を楽しむ文人風流の旅であったが、捕鯨を

見学することがその旅の最大の目的であったことは同書の最初に「観鯨雑録」¹⁸⁾と録され、「島人ノ鯨ヲ捕ヘルハ梅花ノ盛リヲ時トスト聞ママニ游ヒ観ハヤト相語ラヒシハ我師深簡□及西岳翁、山村元禄及草珮川四人…」と書きはじめているのでも窺うことができる。深簡□は次の日記の記事とも相俟って深江簡斎¹⁹⁾であることが分り、西岳翁は西岳岳²⁰⁾である。此の旅の全行程は佩川の文政3年の日記²¹⁾によって簡潔に知ることが出来るので引用すれば次の通りである。

十六日 早発、赴松浦。与岳翁及簡斎子、山元禄同行。午時、頓馬場駅進藤翁学廬、翁有引誘之約、率余等、到漢津宿刀街石崎次助家。遇奥岩城医人山県登菴

十七日 次助男兵左、又送余等到呼子浦而宿。遇山田直右・芝田周民等

十八日 晓発、航小川島。適得観捕鯨主中尾守礼、遇庄島某等

十九日 守礼亦送余等航名古屋、途詣田島祠、観望夫石、訪祠官平野内蔵允、観其所蔵糟粕書帖。遇雨、遂宿呼子浦

廿日 舍主需書画、食後航名古屋、巡墨、訪古宿里正麻生氏

廿一日 辞古屋浦、^{マノハマリ}経野本、馬部等村、頓漢津城南桜井氏、夜行抵馬場。値雨

廿二日 為石崎及駅人相知某等書画、薄暮促帰、敲木借燭、二更到家²²⁾

(黒林)
18) もと「□鯨樵談」とあり。また「艾舟松浦ノ夢」ともある。

19) 旧多久邑史談会編『旧多久邑人物小志』35頁参照。

20) 同上、42～44頁参照。

21) 草場典夫家所蔵。「文政三辰・四己」とあるのみで表題は無いが、内容は日記である。

22) 三好嘉子校註『草場珮川日記』上巻213頁。

23) 『相知町史』上巻所収年表参照。

16) 同前、4月26日条。

17) 向日市草場典夫氏所蔵。この書は草稿で随所に推敲のあとが見られ、文章のつながり、抹消の存否等判断に苦しむ点がある。引用に当っては文意を損わないことに重点を置いた。なお浄書本は未発見である。

右に見ゆる進藤翁は進藤（伝治）確齊²³⁾であるが、「斯テ相知ノ里ナル^{馬場}進藤翁ノ学廬ニ到リシハ猫ノ瞳モ未ダ針ナラズ。ソモノモ翁コノタビ^{テビキ}引誘ノ約アリ」²⁴⁾と見える如く、進藤確齊の勧誘があって此の旅になったものであった。進藤確齊について、佩川は

藤翁ノ学術ハ三宅先生ノ流レヲ汲メリ。淳厚誠実ノ風アツテ教誘ノ益深シ。凡ソ唐津封内ノ大小庄官等ノ子弟来テ学ザルハナク、ミナ孝悌ノ義ト、上ヲ敬ヒ下ヲ恤ムノ道ヲ知ルと評している。ところで佩川等は17日進藤確齊の門人、呼子の茶屋番山田直右衛門を頼り呼子に泊った。この時のことを次の如く録している。

呼子ハ^(加部)壁島・殿ノ浦ト三ツ対ヒノ浦ニテ舟繋リ。イカホドモ宜キ浦ナリ。三所ニテ千戸所ト称スレトモ左ハ見ヘズ。西ニ浦奉行ノ^{ヤクシヨ}官舎アリ。又別館並ニ番所アリ。浦奉行在番、^{チヤヤ}東社ニハ中尾甚六ナル豪家アリ。即チ小川島^{鯨組}ノ長ナリ。

○山田直右エ門ナル人時^{チヤヤバン}ニ館監ナリ。藤翁ノ門人ナリ。ココニ酒食ノ饗アリ。タマタマ^{ケンブン ヤクシヤ}変死ノ人有テ^{イテ}檢察ノ吏来ベキノ故ニ、東ノ方木屋ト云ヘル方ヘ宿リテ設テ余等ニ^ハ席ヲ移サシメ、其身モ送り来テ暫ク語レリ

○此夕ミナミナ小川エ渡リ^{イテ}タキ由ヲ言出ケ^(ハ)レ、主人風波イカカアルベキト、ヤガテ舟人等ヲ^{スサビ}召テ謀ルニ、逆風ナレハ夜ノ船覚東ナシ。朝夕ノナギヲ待玉ヘカシト云ケルユヘ、此浦ニハヤドレリ

(2) 小川島

翌十八日早朝呼子から小川島に渡った。次の通りである。〔 〕内は抹消と思われるが、消してないので〔 〕に入れた。

24) 以下ことわらない限り引用はすべて「松浦古跡 付捕鯨記事」による。

十八日〔夜モ明チカキ比〕鶏ノ^{ヘダダキ}膺^ニ旅ノ夢モ半ハ覚ケルニ、ウラナル岸ニ舟漕ヨセテ呼フ聲アリ。コレ宵ノ舟人〔等カ〕ノ来リ促スニアリケル。ミナトク起〔出〕テ、木屋ノ水門ヨリ乗出ツルニ、月残り風〔静〕恬カナリ。加部島・高島・^{ウツ}空鳥等ヲ経テ、ヤガテ小川島ニ達ス。コノ時海面〔ニ出ル〕ノ^{シツ}浴景ヲ見ルニ、^{ヒイデ}実ニ金ヲ^ユ淘リ、^{ケシキ}錦ヲ濯フノ〔趣〕景色アツテ、^{メココロ}心眼共ニ悦バシ、呼子ヨリハ未丑ノ針路ニ里半強ナリ。

纜ヲ^{カケ}繋ントスル時、山上ニ声アリ。納屋ノ人浦人コレニ応シテ一関ノ饗ヲナス。仰キ見レハ、山ニ〔一標ノ〕^{ムシロ}席ノハタヲ揚タリ。昔シ皇后ノ凱旋ノ時、武内ノ^(大)太臣旗手ヲソロヘテ灘モ響クトノ玉ヒツル〔昔ヲ今ニ恠ミテ〕響ノ^{即チ玄}灘海ノ一名モ目ニミエテ、〔キノフ越ニシ〕^{キヌトホシ}曝衣〔通〕山^{唐津城}西ニアリハトモハヤモ昨日越シ〔ト思フ〕ハ夢カトゾ且恠ミテ問ケルニ、鯨来ルノ消息ト云モノカラ、〔同舟〕舟人等ミナ^{ホト}拵ヲ打テ^{ホト}惠美須^{ホト}ミト祝ヒヌ。ソモ此島ニ渡ル游客、鯨ノトレル折〔カラナレハ〕ニアヘハ、島人等ヨロコビテ^{モデナ}惠美須客ト〔ニ〕^{ホト}歎待シ、不^{ホト}獵ノ折ニハ〔左モ〕主客トモ無興ナル事トゾ

同舟ミナ悦ヒイサミ、〔真〕アグル帆〔カケテ〕ニ追風ガフクノ神〔ナレヤ〕ナラデ、エビス客トゾ^{スサビ}ナツテサブラフナド吟、戯レツハ、イソキ山ニ攀上ル。コレ西ノ岳ノ遠見ナリ。山頭ニ石垣ヲ^{ムネ}遶ラシ、^{ワラヤ}一棟ノ草茨アリ。東西ニ二ツノ^{ムネ}標木アリ。鯨ノ向フ所ヲ^{ワラヤ}観テ席ヲ掲ケ、左合ノ合^{ムネ}図ヲナスモノナリ。コノ外東ノ方小岳ト云ヘル^{ムネ}ニケ所、ソレヨリ北ナル水ノ浦ニケ所遠見アリ。合^{ムネ}図ヲナスハコノ所ノミナリ。大抵島ノ四面ヨリ見ユ

この薬屋の遠見番所については、続けて左の如

く録している。

サテ番屋^{ヲヤヂ}ニ老ト唱ルモノ一人、刃刺ト唱フルモノ三、四人、四方ノ窓ニヨツテ目バナシモナク海面ヲ守リ居ル。鯨来ル時ニ旗手ヲアゲ、又采ヲ振テ遥ニ海中ノ船ヲ指揮ス。舟ニモ一人ノ老^{ヲヤツ}アツテ、コレヲ認^{ミトメ}テ進退ス。又柴ヲ焚テ烟ヲ拵ル^ツモアリ。種々ノ約束アリ

次に小川島の情景を述べるが、その前に

是朝タマミ風波収ツテ海面一碧^{ノス}平熨ガ如シ。北ニ壺州、ソレヨリ東ニ連ツテ名島及ヒ阿魯^{ヲロ}、鳥帽子等ノ島アリ。阿魯・名島ノ間ニ当ツテ一螺ノ島影髣髴タリ。沖ノ隠神^{ヲンヨウ}、又岩津トモ云、……

と述べ、さらに「上松浦濱海諸島図」を載せている。東は神集島より西は馬渡島まで、北は小川島・加唐島より南は呼子浦・名古屋浦等に及ぶもので、各島浦の田畠高、人家数等を掲げている。ことに加唐島について「田畠高六十三石余、戸数六十余」とあり、島の東、大泊に「此所ニテ鯨ヲ囲ム」と書かれているのは重要であろう。さらに小川島については前頁に掲げるように「小川島図」に細かに調べて載せており、小川島について、次の如く録するのである。

此島モト沖ノ隠神ニ対^{シテ}地ノ隠神ト称ス。後ニ転^{シテ}小川トナレリ。島ノ形、図ノ如シ。東ナル大岳・小岳ト西ノ岳共ニ三ツノ高ニアリ。北ハ自然ト卑キ地勢ナリ。東西十一町四十間、南北八丁廿間、平均一里余ノ週トス。田畑高五十三石余、年貢百五俵ヲ出ス。人家百二十ホト。自然生ノ水仙多シ。又フウノ木^(トカ)ノ云ル葉ノ原キ常盤木アリ。畑ノ風防ニ栽ユ。又幾重ニモ石垣ヲ廻ラシ、中ニ畑アリ。

(3) 小川島の鯨組

さらに小川島の捕鯨業について、その沿革を述べる。

寺沢^(候)突ノ時、鯨グミ始リ、漁師乏クシテ紀州熊野浦ヨリ雇ハル。熊野浦ハ捕鯨ニ堪能ノ者アリ。来テソノ術ヲ教エタリ。ソノ後胤庄島氏今呼子浦ニ在テ侯ヨリ召シ雇ハルハノ手書ヲ伝ヘタリ。〔庄島〕今ニ至テ鯨獵ノ小頭等ヲ命ゼラル。又大村松島グミノ祖助次郎ナル者指南セリト云。初ハ小船八艘ニテ牽突ノミナリ。其後船数ヲモ増シ、チロリト云小網ヲ製シ出シ、遂ニ今ノ大網トナル。○霜月比ヨリ翌年三、四月マデ納屋ト舟トニ常ニ抱ヘ置ク所凡八百人、鯨ヲトルノ前後ニハ又三、四百人ヲ雇ヒ加フ。丸銀五百銀目ホドノ仕コミ入用ナリ。水野家ノ時ハ丸銀六十貫目余ノ納銀ニテ中尾甚六首長タリ。今ノ侯ハ此ヲ管確^{ヒキアゲ}セラレテ、〔中尾〕甚六エ三分ノ一ノ仕入ヲ命シ、萬ヅヲ総管セシメラル。但シ奉行一人、在番ソノ外小吏人交替、立入アリ。前ノ水野侯ノ家中ハ公務ノ外、城ヲ出テ宿スル事ヲ許サレズ。捕鯨ヲ觀ザル人モアリ、今ハ〔此ニ比スレハ〕然ラズ

また別の箇所には

……此島ハ領主ノ管權ナレトモ三分ハ中尾甚六ニ授ケラレテ漁事ノ総支配タリ。庄島・勝木ナドコレニ属ス、皆呼子ノ人也

とあり、また

○捕鯨社ノ大略 壺州ニ前目・勝本両処、及ヒ生月島皆平戸領ナリ。五島ニ板部^(柏)・カシハ、此両処ハ春組ナリ。大村ニカキノウラ^(鯨の浦)・松島等ナリ。根元^{寺沢侯主張セラレテ}ハ紀州熊野浦ヨリ伝来スル由。侯ヨリ獵夫ヲ備レシ書簡ヲ庄島ガ家ニ伝ヘタリ。主人小川ニ在ケル故古ヘハ牟利ノワザノミニテ戦ヒハゲシカリシカ、後人ノ工夫ニテ大網ヲ用ル事トナレリ

とあり、一般に西海捕鯨業の各鯨組の技法は紀州熊野およびこれを伝承した肥前大村領深沢儀

ヲウチ看ヤルニ、波荒タチテ舟ノサマイト忙シク、各々手ヲ砕キ毛利ヲ抛ツノ勢アリ。惜ラクハ近ク諦視ガタシ

小川島の東北から沖漕ぎの船が鯨を追い、通報を受けた勢子舟が一斉に島の周辺より漕ぎ出して鯨を追尾して加唐島の大泊目あてに追いつくと、加唐島の北に待機していた両隊の双海舟が両方より出あって網を繋いで、さらに開き網を三重に張り、鯨は勢子舟に追われて、網にかかったことを録している。ただ遠いため釣を打つ情景を見ること出来ず、先年佩川が対馬に赴く際、呼子浦で風待の間に、模擬的にはあるが釣を入れて後、羽差が大剣をもって鯨に泳ぎつき鯨の頷下を穿って縄をかける仕形を見学した時のことを、彼は思い浮べていたのであった。ところがやがて網にかかった二頭のうち一頭の鯨が網を破って逃れ、しかも別に鯨を発見したと合図される。その間の情景を次の如く録している。

暫アツテ一頭ノ鯨シハミと潮ヲ吹き、島ノ汀ニ向ヒ来ル。実ニ杜工部ノ鯨魚跋浪滄溟開ト詠セシヲモ思ヒヤラル、光景アリ。コレ網ヲ破リ釣ヲ負フテ遁ルモノニテ、其勢ヒ猛烈ナリ。跳リテ体ノ半バヲ頭スニ、皮傷レ血流レテ一道ノ潮ミナ紅ナリ。カクソレタル時ハ一頭ヲヨキ泳ニ数十程ヲ過ルガ故ニ、舟ノ追ヒ及ベキニ非ズ。ミナ惜キモノ哉ト云テ退シタリ。モト(逃)囲ミタルハ魚一ツニテ、一頭ハステニ捕ハレタリ

コノ時又モ沖ノ舟ヨリ旗手ヲアゲテ、魚ニアヘルヲ合図セリ。遙カニ四、五里ヲ阻ツベシト見エタリ。コノ頃久シク海荒レテ獵事絶タリシニ、今朝コソ魚ノ時節カナト漁社モ悦ヒ、マタ山上ニ攀集リシ多クノ人モカカル楽シキハ稀ナリト悦ヒアヘリ。云ヲ聞クニ濠

濮間ノ想ヲナストヤラニテ、日ノタケヌルヲ覺サリキ

やがて中尾五郎兵衛の迎いを受けてその家に至り朝食を摂った。五郎兵衛は中尾甚六の同族で小川島の鯨組の現場をまかせられていたのであろう。佩川は中尾家や小川島について、おそらく五郎兵衛から聞いたと思われることを次の通り書き録している。

○爰ニ進藤翁ノ旧知中尾五郎兵衛ナル人來テ、後ノ魚ヲ駆囲ムトハ程久シ、マツ我家ニ休息アルベシトノ迎ヘニ随ヒ、ソノ家ニ過リ、^{アサゲ}朝飰ナド給タリ^(鮪)
主人中尾氏ノ祖、元和ノ乱ニ其從ヲ率テ此島ニ來住ス。今ニ至テ島人多ハソノ臣僕ナリ。畠地モ過半ソノ所入ナリト云。ソノ家西岳ノ下、浜辺ニアリ。家ノ東ニ牛神ノ祠アリ……

ここに録された中尾家の出自に関する伝承の正否は、史料不足のため容易に断定しがたいが、鯨組主中尾家とその配下の者の間の「臣從」関係＝親方・子方関係の基盤には、元和以来の主從関係という伝承があったことは注意すべきであろう。

朝食の後、佩川は納屋を見学したが、これについては後述する。納屋見学後――

納屋ヲ見終リテ小岳ニ上リヌ。魚ヲ島ノ東トラスミ北隅ニ驅ヨセタリ。暫アツテ西加唐ノ方ヲ指ス。時ニ風逆ヒ波起テ舟々逐テ及バス。遂ニ隊伍ヲ散ス

とあり、後に発見した鯨の方は逃がしてしまったと述べている。

翌19日についても次の記述がある。

十九日 早旦ニ鯨來ルノ一響アリ。シカモ打囲ムトハ間アルヘシト守礼ノ父五郎左衛門ナト、對話ス。時ニ庄島鯨肉ヲ惠マル。因テイ

(カ脱カ) (翻カ)
 サ、拙詩画ナトヲモテ耐ヘリ。食時ニ及テ岳
 ノ下ニテ鯨ヲ網セシ由ヲ告ルアリ。口ニアル
 ヲ吐ヌバカリニ急キツレテ納屋ノ東ナル大岳
 ニ上ル。ココニ一棟ノ魚見アリ。是日ハ風恬
 ナリ。舟数多漕出テ箕ノ手ニ開キ、山岸ニ攻
 囲ムノ勢ヒナリ。人々多ク立集ヒテ、ヤ、久
 シク候ヒ視レトモ、鯨路ノ向背ヲ弁セズ。舟
 人モヤ、恠タル光景ナリ。魚ハ網下ヲ潜リ逃
 タルニヤ舟モ囲ミヲ解ス。モシコ、ニテ捕得
 ナバ眼下ニソノ撃刺進退ノ様ヲモ見ヘキモノ
 ヲトイト遺憾ナリ、

この日の鯨も逃がしたようで、前日の捕鯨も遠
 方からの望見であり、その意味では司馬江漢が
 舟に乗って捕鯨現場を見学したのに比ぶれば迫
 力を欠いている。しかし、いずれも貴重な体験
 の記録であり、むしろ絵巻物等に見られない細
 部の事情を知ることができるのである。

(5) 鯨の解体

さきに仕留めた鯨は納屋のある浜辺に運漕さ
 れて、解体される。佩川の記述はこれを目撃し
 ただけに迫真のものである。

時ニ一隻ノ漕舟聲ヲアゲ納屋ヲ指テ盪来
 ル。舟ノ岸ニ近ツクトキ一人ノ羽刺鱸先ニ立
 テ氣勢ヲナシ、祖揚シテ牟利ヲ執リ輪起ス。

納屋ヨリハ大鼓ヲ打テ是ヲ迎へ、又鉦ヲナラ
 シテ事了ル。コレ第一ニ鉦ヲ打シタル者自ラ
 納屋ニ告ル凱旋ノ光景ナリ

○追々ニ持艘船、挽舟等数多舳ヲ叩ヒテ来
 ル。時ニ家々ヨリ解剖手ハ割刀ヲ腰ニシ、其
 他ノ部類ミナミミ納屋ノ前ニ来群ル

○北ノ筑地ニ官舎アリ。浦奉行一人出座、二
 ノ間ニ歩行目付一人出座、側ラニ儀伏ヲモ設
 タリ。其他袴、短後ナトニテ立出ル輩アリ。
 杖ヲ以テ指揮ス ○築地ニ轆轤六基アリ。
 マツ二條ノ綱ヲ以テ魚ヲ引ク。魚波際ニ到ル

時、包丁ノ鞞背ニ上ル。皮ヲ剥キ肉ヲ割クニ
 ミナ軋柱ノカヲ用ユ。柱ノ大サ尺二、三寸
 方、十字木九丈八尺ナルヲ十数人ニテ推旋ル
 ニ、各拍子大鼓ヲ打モノアリ

○魚ノ長サ十五尋、色鼠色ニテ、ヤ、黒シ。
 腹ハ白シ。セビ・ザトウ・ナガス・小鯨ノ四
 種アリ。見タルハ長須ナリ。去年生レノ小サ
 キモノナリ。ナガスノ大ナルハ三十余尋ニモ
 及フ〔後ニ図説アリ〕頭ヲカバチ、鬚ヲイ
 ボ、鰭ヲタツパ、尾ヲバケナトヨベリ。腸
 ヲ百尋ト云。其長サ名ホトアルヘク見ユ。コ
 レニ種々ノ名アリ。スベテ鯨ニ九十九種ノ
 味、百六十三ノ骨数アリトゾ

○魚マツ三段トナス、頭一ツ、腹一ツ。尾一
 ツ

○解剖ノ処数項カ間、紅ヒノ波タテリ。名ノ
 ミキケル西ノ紅海モスヤラント想ヒヌ、初メ
 数多ノ鉾ヲ入レ、又矢筈ニ洩氣トテ肉ノ熱傷
 ザルタメニ背スデニ大ナル穴ヲ三、四ヶ所穿
 テリ ○コレハ洋ニテノ事ナリ此時血潮ハ過半
 脱出セ〔リ・前後イカホトノ血管アルヘキ、
 左アルスラ〕サテ魚ナカラ恰獸肉ノ如ク味モ

亦然リ。皮ノ厚九尺五、六寸。売分ツ皮ハ黒
 シ。ギハヲソギタルナリ。余ル白ミヲ煎シテ
 油トス。凡肉三、四斤ニテ油一升トナル。大
 ナルハ一魚ニテ四斗、八十樽ホドアリ

○ソノ肉ヲ運フモノ荷ヒ棒ニ鈎ヲスゲコミタ
 ルニ、直ニ五六尺方ノ切肉櫛ヲカケテ二人
 ニテ担フ。又赤肉ノ小切レハ竹籠ニテ運ブ。ソ
 ノ路スガラ兎輩集リ簇ツテ、手々ニ小刀包丁
 ナトヲ持テ截取ル。コレヲ名ヅケテカンダラ
 ト云フ。天笠ニテ屠兎ヲ旃陀羅ト云、相似タル
 辞ナリ。又童子ノミナラス、カンタラヲナシ
 テ手早クソノヒタ肌ニ入ル、事至テ手早キワ
 ザナリ。島人家々ニ三、五斤ツ、倫ミ得サル

コレヲ 三人 ボウ
ハナシノ制スル下司^{三人}アリ、棍ヲ持テ往来ス。
タマミ見咎メテモ取ヲセタルハ打擲ノ真^{勢ヲナシ}
似ハカリニテヤム。追ハナシニテヤム^{ツマテナリ}

○又大ノ鳥トテ白ク黄ナル鳥群来テ肉ヲ食ル。切手ドモ肉ヲ二、三斤ホドツ、切テ投与フレハ争ツテコレヲ呑ム。大魚ノ側ナルユヘアヒル
驚ホトニ見ナシタレトモ、翅ヲ張レハ六尺ニ及フト云ヘリ。獲物ニツレテ集ル鳥ナレバト
吉瑞ト心得テ (ママ)
テ、漁人敢テコレヲ手ザハズ。甚タ馴テ股ヲモクマル^{リ肉}ホトヲ羨事ナリ。鳶モ多ク簇レトモ左ハ近カズ、故ニ肉ヲ得ル事ナシ。

○耳ニ耳石トテ拳ニツホドノ一塊アリ。甚重シ、猪ノ牙ノ質ニ似テ即チ石ナリ

(6) 納屋

佩川は18日、19日いずれも捕鯨の状況を見学した後、納屋を見てこれを記録しており、諸種の絵巻物と多少異なり、見学時点の明確な記録であるため、貴重である。18日は次の通りであった。

主人相率ヒテ納屋ヲ見巡ル。納屋ハ湾ノ東岸ニアリ。九七、八間、二百間ホトモアルベシ。間々ニ庫蔵及居室・番宅等アリ。余ハミナ仮屋ナリ

其一大納屋 油ヲ煎スル所ナリ。二十ノ竈ニ平釜アリ。其上ニ木ヲ刳リテ樋トナシ、釜ノ油ヲ直ニ斟アゲテ外ニ廻シ、油庫ヘ流シヤル便利ヲナセリ。一竈ニ一日二千斤ノ薪ヲ焼キ、廿竈一万斤ノ積ナリ。入口ヨリ壁ニソフテ高床席敷アリ。諸小吏出番ニテ事ヲ監シム。会計出納ノ事ヲ掌ル。諸納屋皆同シ。炊キモ銘ヒニ部ヲ分テリ

其二ニ脇腹納屋 百尋腸ノ類ヲ収ム

其三ニ顛納屋 魚ノ頭一切ヲ収ム。所謂鯨ノヒゲナトヲ司ル。ヒケト云ハ腮中ノ齒ナリ。鯨ニハ齒牙ナシ。長サー丈余ノヒゲ簇

アフリ
リ立テリ。此ニテ扇コムナルヘシ。即チ衆魚ノ水呑ニアル箒ノ如シ。鯨ニハ水呑モナシ。

其四ニハ筋納屋 スチヲ製シテ棉弓弦トナス。銘ミ切盤ヤウノ仄^{カタダテ}両班ニツラネタリ。製晒シタルハ瑩徹リテ恰モ飴ナト曳タルカ如シ

其五ニハ骨納屋 骨ヲ鋸キリ削リ舂キテ油ヲ煎取ル所ナリ。煎タル骨削ハ甘蔗ノ糞トナ

モリ
其六ニハ道具納屋 毛利・ヨロツ・網等ノ器械ヲ収ム。常ニ鍛冶ヲスエタリ

ここに道具を図示して次の如く説明を加えている。

ヨロツ 匁三尺余、重サ六貫目
柄ハ櫛^{カシ}ノ荒木刪ラサルマ、長サー丈ホド、下ニ手綱アリ

牟利^モ 制作ハヨロツニ同シ。タバ小クシテ輕シ。追カケテ遠ク擲ツノ具ナリ

劍 匁幅四寸 柄トモノ長サ九四尺余
柄一丈手ニモチテ突アバキテ魚ヲ殺スノ具ナリ。甚重シ

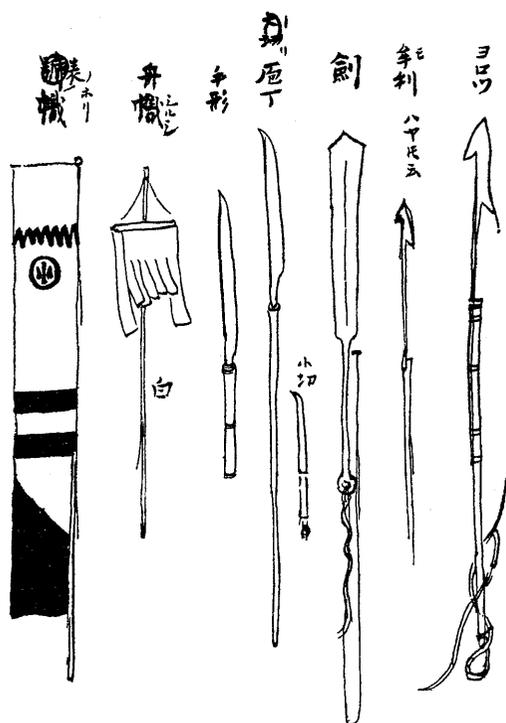
包丁 魚ノ背ニ乗テ大サバキヲスルノ具
小切

手形 小サバキノ具 ○魚ヲ切ル人ニ大切、小切ノ別アリ

○凡^{キリツキ}裁刺ノ具、皆生鉄ナリ。鍛ヒテハ^(黒鉄)ニシテ切レカタシ。又ヨロツナトハ挽曲テヲレス。肉ヲ卷クノ利アリ

網^{ヲナワ} (図示ナシ) 芋索ノ太サ駝ノ索ニ陪ス、目ノ大サ凡一間方、流レ沈ミ共十八尋

舟幟^{ノホリ} 大納屋ノ門ニ二本建ツ



佩川は翌 19 日にも再び納屋を見学した。

○再タビ守礼ノ導キヲ得テ納屋ヲ見巡ルニ、各監察一人ツ、出座シテ掛シラへ、売ワタシ等ノ事ヲ点検ス。売ワタシハ百斤已上、小売ハカナワズ。サマミミ手数ムツカシキ故ナリ
○庄島モ大納屋ニ在シガ、共ニ送リテ骨納屋ニ至ル。婦女子数十人アリ。各休ミノ間トミヘテ骨ニ付タル肉ヲ削リ食フモアリ。嚙モアリ。抱子這子トモ入乱レテアリ。確三ツ有テ、コレニモ女数多ヨリ集リ囃ヲ歌ヒテ踏ハタル。是ハ油ヲ剪カシタル骨ヲ粉ニ碎クナリ。碎キタルハ甘蔗ノ糞トナシテ諸方ニ売運フ事ナリ。サテ庄島促シテ多クノ女ニ骨ヲ削ラシム。婦女老若数十人奈刀ノヤウナル庖刀ヲ執リ、壁ニ向テ並居、歌ヲ唄ヒ拍子ニツレテ一度ニ打ケヅル。サテ一人ノ老爺大鼓ヲ打テ並居ル後ロヲ往來ス。コレ音度ナリタヘズ両端ニ見カ

ジメノ者アリ。高ク座ヲ設テソノ精不精ヲ考ヘテ傭ヒ賃ノ増減ニテ褒貶勸懲ヲナス。是ヲ別当ト呼テ、啼ク子モ啼ヲヤムルホドニ畏ルハ事ナリ。大衆ヲ御スルニ、カクソレミミノ統紀アツテ多ク益弁スルノ姿アル事尋常人ノ謀為シモノニアラズト見ヘタリ。世間ノ官務分職ノ事ナド是ニ比スレハ却テ耻ツベキ事多シ

以上の納屋の見学の中で大納屋・筋納屋・骨納屋・道具納屋等は普通に見られるが、脇腹納屋・顛納屋はいずれも小納屋と云われたものであろう。ここでは骨納屋の状況が作業、休憩ともにみごとに描かれているのである。

(7) その他

佩川らは 18 日に中尾家より招かれて鯨料理を賞美した。「是日中尾氏宴ヲ設テ鯨肉ノ鮮ナルヲ料理ス。ソノ色、味ヒ恰モ鳥獸ノ肉ノ如シ。腥ニテモ食フベシ。甚タ雋美ナリ。」と録し、続けて「飲酔ノアマリ」と書きながら、何故か抹消して切れている。また、この席においてか、或は他の機会であろうか、種々聞取り、書き留めているので、ここに別挙しよう。

○肉ハザトウ取モ好シ。膏肉中ニ遍ク含メル故ニ、煎シ取トコロハ少ナシ。油多キハ勢美トス。価ヲ得ル事油ニアリ。ヨツテ納屋ハ勢美ヲ第一トス。得テ兼ベカラサレハ他ヲ捨テセビヲ捕ル事ナリ

○一魚ノ価銀凡十七、八貫目ニ及フ、此島ノ漁社ハ凡六百人ヲ養フ。霜月ヨリ翌三月コロニ至ル。大抵二十五頭ヲ捕フレハ諸費用ニ充ツル。ソノ余分ヲ以テ利潤トス。凡五十ホトモ捕レル事アリ。税銀ハ百二十貫也。今ノ定額ハ未審

今ノ定額ハ未審

IV あとがき

佩川らは正月19日午後見学を終えて小川島より加部島へ渡った。次のように述べている。

○此日未ノ刻バカリニ帰リヲ促ス。守礼命シテ船ヲヨソヘ巖シメ其身モ送り来レリ。四人舸子ニテ舟飛ガゴトクナリ。風逆ヒ浪モ高カリケレトモ、ヨク舟ヲ操テ恰モ平地ニ坐スルニ似テ愉快ナリシガ、暫時ニ田島ノ浦浜ニ着ス。コヽヲ壁島ト呼フハ豊太閤ニ始ル。今ハ加部ノ二字ヲ用ユ、田島ハ古名ナリ……

この後、加部島・名護屋に遊び唐津・馬場を経て多久へ帰った。余談であるが名護屋においてヤガテ名古屋ニ至ル。浦家二百余ナルベシ。アマイヘ蟹戸多シ。呼子ニモ蟹アリ。コレハ突貝トテ

舟ヨリ突起シテ取ル。此浦ハ潜テ取レリ。家ナクシテ舟住居ノ蟹アリ。子ヲ産ムニモ所ヲカヘズトソ。亦一種ノ生涯ナリ

と名護屋浦分・海士分について記述し、とくに家船的な舟住居の蟹と蟹戸（海士分の家と思われる）を録し、海士の定着過程を考えさせる記録を残しているのは貴重であろう。

佩川にとって此の捕鯨見学は印象深いものであったのであろう。「観捕鯨行²⁷⁾」(捕鯨を観るの行)という長篇の詩を賦している。

後記

小稿を草するにあたり、京都府向日市草場典夫氏、愛知県西尾市立図書館には所蔵文書の閲覧、複写を許され、また佐賀県多久市立図書館司書細川章氏には種々御教示を得た。厚く感謝の意を表するものである。

27) 『佩川詩鈔』卷之二(草場榊棟芳稿, 男廉夫立大, 龔生仙客全校)所収。